

高議第 120 号
令和 6 年 12 月 3 日

高根沢町議会議員 横須賀 忠利 様

高根沢町議会議長 神 林 秀 治

高根沢町議会議員政治倫理条例第 9 条第 2 項の規定に基づく措置について

高根沢町議会議員政治倫理条例第 5 条に基づき、令和 6 年 9 月 13 日付けで貴職を審査対象議員とした審査請求書が提出されました。

この件について、条例第 6 条による高根沢町政治倫理審査会を設置し、審査を付託しておりましたが、審査会から令和 6 年 12 月 3 日に条例第 8 条第 1 項の規定に基づき審査結果が報告されました。

その結果は、条例第 8 条第 2 項の規定により貴職に通知したとおり、条例第 4 条第 1 項第 1 号の政治倫理基準に違反しているものと判断し、委員会が必要と認める措置は「議員辞職勧告」でありました。

本職においても、貴職の行為は政治倫理基準に違反するものとし、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復するため、条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のと通りの措置を行います。

記

措置：議員辞職勧告